

平成29年度
包括外部監査の結果報告書

防災事業に関する財務事務の執行について
(概要版)

愛知県包括外部監査人
公認会計士 大島嘉秋

目 次

第1章 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件（テーマ）を選定した理由	1
4 外部監査の対象部署	1
5 外部監査の対象期間	2
6 外部監査の実施期間	2
7 外部監査の方法	2
(1) 監査の主な要点	2
(2) 主な監査手続	2
8 包括外部監査人及び補助者	3
9 利害関係	3
第2章 愛知県の地震対策計画の概要	4
第3章 監査手続	5
1 監査手続	5
(1) 監査手続	5
(2) 愛知県地域強靱化計画及び地震対策アクションプラン	6
(3) 防災関連施設の視察	9
第4章 監査の結果	10
1 総合所見	10
(1) 自助・共助の強化に向けた更なる工夫	10
(2) ICTの更なる活用に向けた検討	11
(3) 産学官民連携の更なる強化	11
2 個別所見	12
(1) 人命の確保	12
(2) 生活の確保	13
(3) 社会機能の確保	18
(4) 迅速な復旧・復興	20
(5) 防災力の向上	22
(6) その他	25

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は次のとおりである。

【指摘】「法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項」

【意見】「法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項」

第 1 章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「防災事業に関する財務事務の執行について」

3 事件（テーマ）を選定した理由

県では、南海トラフ地震などにより甚大な被害が予測されている。また、全国的にも台風、異常気象による集中豪雨等に伴う風水害が多く発生している。

こうした中、県では、県民の生命・財産を守ることを目標として「愛知県地域強靱化計画（平成 27 年 8 月策定、平成 28 年 3 月拡充）」「第 3 次あいち地震対策アクションプラン（平成 26 年 12 月策定、平成 29 年 3 月改訂）」を策定し、地震対策関連事業（平成 28 年度当初予算約 913 億円）を始めとする防災事業に取り組んでおり、防災事業が適切に実施されているかについて検討することは、県民にとっても関心が高いところであると考えます。

そこで防災事業に関する事務の執行をテーマとして選定し、防災事業の事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがたって執行されているかについて検討し、あわせてこれらの事務の執行について 3 E（有効性、効率性、経済性）の観点から総合的に監査を行うことを考えた。

4 外部監査の対象部署

- ・ 防災局
- ・ 振興部
- ・ 健康福祉部
- ・ 産業労働部
- ・ 農林水産部
- ・ 建設部
- ・ 教育委員会

5 外部監査の対象期間

平成 28 年度（自：平成 28 年 4 月 1 日 至：平成 29 年 3 月 31 日）

ただし、必要があると判断した場合には、平成 27 年度以前に遡り、また、一部平成 29 年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：平成 29 年 6 月 9 日 至：平成 29 年 12 月 14 日

7 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ア 防災事業の事務が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して行われているか。
- イ 防災事業の事務が、目的に適合しており有効かつ効率的に行われているか。
- ウ 防災事業の事務が、経済性に配慮して行われているか。

(2) 主な監査手続

- ア 防災に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧を実施した。
- イ 防災に関する各種計画等に関する事務が適切に行われているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- ウ 防災関連施設が適切に整備され、また、物資の備蓄が適切になされているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- エ 防災に関する事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- オ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

8 包括外部監査人及び補助者

大島 嘉秋	(公認会計士)
松井 伸	(公認会計士)
仲 友佳子	(公認会計士)
鈴木 徹也	(公認会計士)
中村 貢	(公認会計士)
大野 由美子	(公認会計士)
岩田 香織	(公認会計士)
今瀬 彰夫	(公認会計士)
松下 哲明	(公認情報システム監査人)
水谷 博之	(弁護士)

9 利害関係

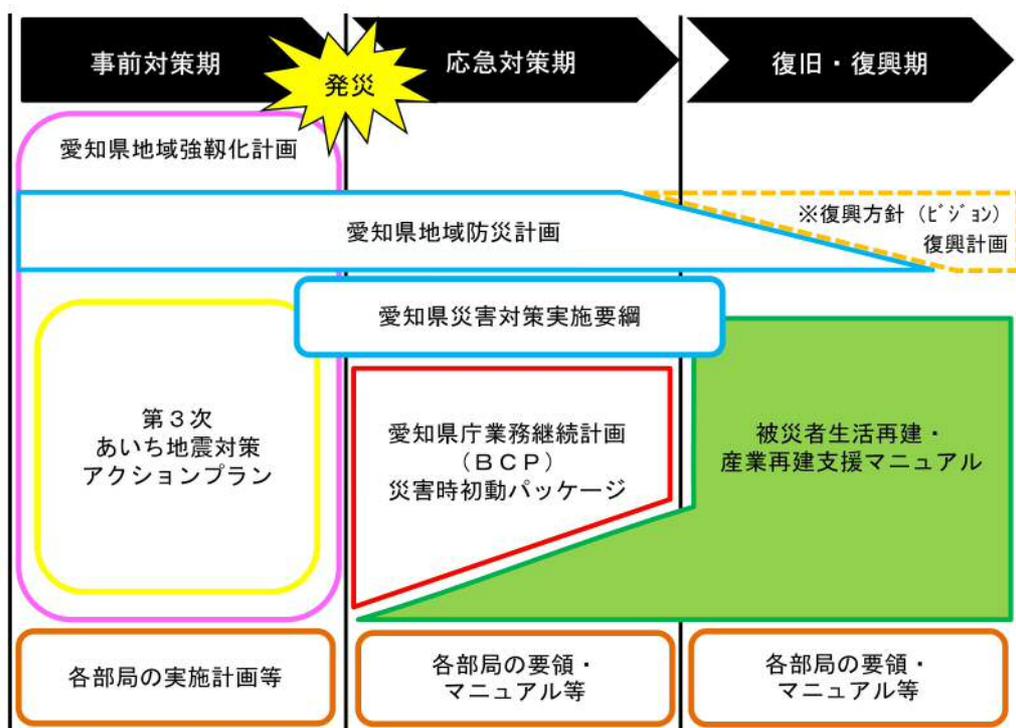
包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 愛知県の地震対策計画の概要

県の地震防災に関する規程の体系は、図1のとおりである。①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧・復興のいずれのフェーズにも「愛知県地域防災計画」は関連しており、県の災害対策の中心的な役割を担っている。

また、この「愛知県地域防災計画」を補完する形で、「第3次あいち地震対策アクションプラン」、「愛知県地域強靱化計画」など様々な計画を立案している。

防災対策には地震、風水害、火山など様々な分野が存在するが、発生確率、被害の甚大性から県は地震対策を重点課題として認識していることに加え、県民の関心も高いものと推察される。したがって、本監査では県の防災対策のうち特に地震対策に焦点を当てることとした。



※ 復興方針（ビジョン）、復興計画については、大規模自然災害により想定される甚大な被害からの早期復興を目的として、発災後に作成するものである。

図1 県の地震防災に関する規程体系

(出典：「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」)

第3章 監査手続

1 監査手続

(1) 監査手続

実施した監査手続は、表1のとおりである。

表1 実施した監査手続

監査手続	
ア	防災に関する事務の概要把握のため、各部局の防災担当者への業務フローのヒアリング及び関連諸法令、条例、規則等の閲覧を実施した。
イ	「愛知県地域強靱化計画」及び「地震対策アクションプラン」が適切に進捗し、また、見直しが適宜適切に行われているかを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
ウ	「愛知県地域防災計画」で定められた事務のうち、平成28年度に修正された事務について、「愛知県災害対策実施要綱」に網羅的かつ正確に反映され、また、適切に実行されているかを確認するため、各部局の防災担当者への業務フローのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
エ	防災関連施設が適切に整備され、事務の執行が適切に行われているかを確認するため、主要な防災関連施設について視察を実施した。また、各防災関連施設の担当者へのヒアリング及び防災関連施設の事務に関する書類の閲覧を実施した。 なお、備蓄物資がある場合には以下の手続きも実施した。 物資の備蓄が適切になされているかを確認するため、主要な防災備蓄倉庫について視察を実施した。また、各防災備蓄倉庫担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧及び現品のサンプルチェックを実施した。
オ	物資の調達、保管、廃棄が①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点から適切に実施されていることを確認するために、各部局の防災物資の担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
カ	「愛知県地域防災計画」附属資料の見直しが①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点から適切に実施されていることを確認するために、各部局の防災物資の担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。

キ	災害救助基金等の事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、各部局の防災物資担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
ク	「愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）」の訓練が一定頻度で行われ有効に機能しているかを確認するため、各部局のBCP担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
ケ	他部署、国・市町村、NPO団体等との連携が効果的かつ効率的に行われているかを確認するため、各部局の防災担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。
コ	防災関係のシステムが適切に管理運用されているかを確認するため、防災局の担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。また、方面本部の防災関係システムの使用状況について確認するために、各方面本部の担当者へのヒアリング、パソコン画面の閲覧を実施した。

※ サンプルチェックに関しては、該当する資料全体を確認した上で、その中より無作為にサンプリング抽出を実施した。

(2) 愛知県地域強靱化計画及び地震対策アクションプラン

「愛知県地域強靱化計画」の事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態のうち、監査対象としたリスクシナリオ及び重要業績指標は表2のとおりである（監査手続イ）。

なお、「愛知県地域強靱化計画」の重要業績指標のうち一部は、「地震対策アクションプラン」の目標と重複する。本報告書では、「愛知県地域強靱化計画」の重要業績指標を監査の対象とした。

表2 監査対象としたリスクシナリオ及び重要業績指標

事前に備えるべき目標	
	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
	重要業績指標
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	◆国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100%（H35）
	◆住宅の耐震化率：85%（H23） → 95%（H32）
	◆耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数： 15,302棟（H23） → 1/5に削減（H32）

	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha (H35) ◆地震時等に著しく危険な密集市街地の解消： 104ha(H23) → 100%解消に近づける(H32) ◆3公園(大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地)の用地取得：1.4ha (H35) ◆大規模盛土造成地の有無等の公表率： 7.4% (H26) → 50% (H28) ◆愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35) ◆緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35) ◆臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
3	<p>大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>3-4 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆(再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33) ◆(再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29) ◆業務継続計画の策定： 県及び18市町村 (H26) → 県及び県内すべての市町村(H35) ◆市町村幹部職員危機管理研修会の開催：年1回 (H35) ◆市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施：2回程度/年 (H35) ◆総合防災訓練の実施：1回/年 (H35) ◆シェイクアウト訓練の実施：1回/年 (H35) ◆地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定での防災訓練を毎年度実施する市町村：全市町村 (H35) ◆(再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35) ◆(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35) ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35) ◆(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35) ◆学校の耐震化(非構造部材除く)：97%(H25)→早期完了
8	<p>大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p> <p>8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆三河の山里サポートデスク登録者数(累計)： 27人(H26) → 100人(H32)

	<p>◆県が扱出するべき死体袋の確保（充足）率： 県の需要量に対し 100% (H35)</p>
	<p>◆火葬場連絡協議会及び訓練の実施： 年 1 回 (H26) → 1 回以上／年 (H35)</p>
	<p>◆県・市町村職員向け「震災復興都市計画」模擬訓練の毎年度実施</p>
	<p>◆応急仮設住宅模擬訓練の実施 1 回以上／年 (H35)</p>
	<p>◆建設業技能者・技能労働者新規雇用者数： 2,057 人 (H26) → 11,500 人 (H31)</p>
	<p>◆ヘリテージマネージャーの養成： 80 名程度登録 (H26) → 100 名程度 (H35)</p>

(3) 防災関連施設の視察

監査手続エに関連し、視察した防災関連施設は表3のとおりである。

表3 視察した防災関連施設

区分	庁舎名		階数	部屋、倉庫名等
愛知県防災航空隊	県営名古屋空港内		—	—
愛知県消防学校	—		—	—
災害対策情報センター	自治センター		6	—
集中備蓄	愛・地球博記念公園 (モリコロパーク)		1	備蓄倉庫1
			1	備蓄倉庫2
	東大手庁舎		B1	地下倉庫
尾張県民事務所 (尾張方面本部)	尾張地区	三の丸庁舎	B2	倉庫
		愛・地球博記念公園 (モリコロパーク)	1	備蓄倉庫2
西三河県民事務所 (西三河方面本部)	西三河地区	西三河総合庁舎	B1	第1、2倉庫
		衣浦東部保健所	1	屋外倉庫
			1	倉庫
東三河総局 (東三河方面本部)	新城設楽地区	新城設楽総合庁舎	1	第4倉庫
		新城設楽総合庁舎	1	防災倉庫
		元新城保健所 設楽保健分室	1	滅菌室・倉庫
			1	試験検査室
		新城設楽農林水産 事務所別館	1	倉庫

第4章 監査の結果

本監査では様々な分野で発見事項を識別したが、個別所見については、「地震対策アクションプラン」に記載されている「1. 命を守る、2. 生活を守る、3. 社会機能を守る、4. 迅速な復旧・復興を目指す、5. 防災力を高める」の区分に基づき、発見事項を分類した。包括外部監査の結果、【指摘】8件・【意見】29件を識別した。発見された指摘及び意見は、以下のとおりである。

1 総合所見

(1) 自助・共助の強化に向けた更なる工夫（意見）

甚大な被害が予測される中、自助・共助の取組を更に強化させることは、県が優先的に取り組むべき課題である。他府県と比べ、県の施策内容に不足が認められるものではなく、また、この課題は極めて難しいものではあるが、県には自助・共助の強化に向け、更なる工夫を行うことが望まれる。以下、工夫の例を示す。

ア 防災人材の活動促進に向けた環境の更なる整備

防災人材を通じた防災行動の促進に向け、県は防災・減災カレッジを通じて防災リーダー等の育成を図っている。防災リーダーが地域コミュニティの中で活躍することは、地域防災力の強化に向けて有用であり、防災リーダーの活動環境を更に整備することが重要と考える。そこで、防災・減災カレッジの修了者に対して防災セミナー講師やボランティアの募集情報などが記載されたメールマガジンを発行するなど、定期的に防災情報と接する環境を構築することも一つの手段として考えられる。

イ 県民に対する啓発チャネルの拡大

災害報道など防災情報に接触した住民は防災意識が向上することが指摘されており、防災意識が低い県民層に対して、今以上に防災情報に接触させることは防災意識の向上に向けて有用と推察される。これまで県は各種のイベントやリーフレットなどにより情報提供を行ってきたが、県のリソースにも限りがある中では、防災情報の接触回数をこれまで以上に増加させることは困難と推察される。そこで、今後は防災とは直接的に関連しない、様々な団体とコラボレートするなど、県民に対する啓発チャネルを今以上に拡大させることも一つの案である。

ウ 県民意識の更なる把握

県民の自助・共助の意識を詳細に把握することは、各種の施策の検討など地震防災対策の基礎資料として有用である。県は既に「防災（地震）に関する意識調査」を実施しているものの、調査実施後の意識の変化をよりタイムリーに把握することが、今後の改善課題として認められる。より詳細な意識調査の必要性について検討することが望まれる。なお、防災意識の把握に向けて、インターネットを活用した手法を構築することも一つの案である。

(2) ICTの更なる活用に向けた検討（意見）

ICTは極めて速いスピードで進化しており、また、社会インフラの一部として重要な役割を担っている。現在はスマートフォンにおいて一部の行政手続きが可能になるなど、私たちの生活を大きく変化させている。熊本地震ではタブレット端末を避難所に配布することで、避難所で入力した物資リストが災害対策本部で即座に把握できるなど、災害対応の中においてもICTの活用範囲が増えており、県においても今後、どのようにICTを活用すべきかを改めて検討することが望まれる。

(3) 産学官民連携の更なる強化（意見）

被害の低減に向け、県民意識の変革、耐震化の促進、民間企業におけるBCPの普及、行政事務の事業継続に向けた備えなど、県が実施する防災業務は極めて多岐にわたる。このような業務には、専門知識やノウハウが必要となるケースや、多数のマンパワーが必要となるケースも想定され、県のリソースのみでは不足が生じることも想定される。県は既に様々な協業を行っているが、今後もより幅広い県民層を防災活動に巻き込むため、民間企業・大学・NPO等との連携を拡大することが望まれる。

2 個別所見

(1) 人命の確保

ア 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況について（意見）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

愛知県が公表した「県有施設の耐震化の現状（平成 28 年 9 月末現在）」における「警察署」の耐震化の状況と、消防庁が公表した「防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（都道府県別：施設区分別②）」における「警察本部・警察署等」の耐震化の状況は、対象とする施設の範囲が異なることから、差が生じている。

「地震対策アクションプラン」の取組の一つとして、県内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率を公表する際には、出典元を記載する等、適切な補足説明を行うことにより、県民の理解に資することが望まれる。

イ 防災情報システムの更新に向けた検討について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

平成 14 年度に構築された防災情報システムは、大容量の画像が添付できないことや、導入時にはドローンや Twitter 等が普及していなかったため、これらの活用について考慮されていなかった。

I C T 技術の進捗や被災事例で明らかになった課題を踏まえながら、次世代の防災情報システムに必要な機能要件を検討することが望まれる。

なお、県もシステムの老朽化は認識しており、総務省が実施する「災害情報伝達手段等の高度化事業」（平成 29 年度実施）に参加し、改善を図る予定である。同事業は、防災情報システムにおける各種機能（情報共有、被害集約、被災者支援等）の整備を通じ、災害対応業務の効率化・迅速化等の効果を検証するものである。この取組を通じて、今後の防災情報システムに必要な機能要件を検討することが望まれる。

ウ 防災ヘリコプター旧機体の早期売却について（意見）

○対象部局

防災局 消防保安課

県は防災ヘリコプターの旧機体の格納庫使用料を毎月 80 万円（税抜）支払っている。旧機体の売却が先延ばしになった場合、毎月 80 万円を負担しつづけることになるため、旧機体を早期に売却することが望まれる。

エ 県営名古屋空港の災害時の駐機スペースの検討について（意見）

○対象部局

振興部 航空対策課

県では、大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保するために、「愛知県地域強靱化計画」の重要業績指標として新駐機場 4.7ha の整備を掲げ、平成 29 年度中には全面供用開始となる。平常時は民間航空機が利用する駐機場として利用し、大規模災害時には消防防災用ヘリ等の駐機スペースとして利用することを想定している。

災害時は駐機スペースを確保する必要があるが、新駐機場整備前後の比較等により、災害時の駐機需要を満たすことになるか、十分に検討されていない。

既存の駐機スペースに新駐機場を追加することにより、災害時の駐機スペースが十分なものとなるか、東日本大震災時の駐機需要等を参考に改めて検討することが望まれる。

(2) 生活の確保

ア 愛知県防災会議の女性委員の割合について（意見）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成 25 年 5 月、内閣府男女共同参画局）では、「都道府県の審議会等委員に占める女性の割合を平成 27 年までに 30% とすること」を目標として掲げているが、愛知県防災会議に占める女性の割合は 2.7% と全国平均 13.2% を下回っていた。

現在も女性の視点を各種施策に反映するよう県は留意しているが、今後も女性委員の任命を意識し続け、女性の視点を県の防災対策に反映させることが望まれる。

イ モリコロパーク備蓄倉庫の管理について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

「愛・地球博記念公園（モリコロパーク）」の備蓄倉庫内にはフォークリフトが配備され、大量の物資運搬に備えられていた。しかし、フォークリフトのガソリンが残り少なく、災害時の長期運転に懸念が認められた。定期的に動作確認やガソリンの容量を点検することが望まれる。

また、備蓄倉庫のシャッターの製造年月は平成 20 年 10 月であり、保証期間は 2 年又は 1,500 回のどちらか早い方であったが一度も点検していないとのことであった。定期的に点検し非常時に問題なく動作することを確認することが望まれる。

ウ 使用期限間近のミルクの譲渡について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

使用期限間近の災害救助用備蓄粉ミルクについて、県は、新たな譲渡先を検討することなく、同一の譲渡先に対して無償譲渡している。これは、「災害救助用備蓄粉ミルクの処分方法について（方針）（平成 21 年 1 月 7 日防災局長方針決裁）」に記載されている、「公平性や中立性に配慮すること」という方針に照らして好ましくないと考えられる。今後は、庁内で譲渡先を募るなど、複数の譲渡先を検討することが望まれる。

エ 品質保証期限が到来した備蓄物資の取扱いのルール化について（指摘）

○対象部局

防災局 災害対策課

県は被害予測を踏まえ物資を備蓄しているが、これらの物資の中には、メーカーの品質保証期限（例：簡易トイレは 10 年）を超過したものがあつた。現在も正しく使用できるか製造者等に確認した上で備蓄を継続している品目もあつたが、網羅的には点検されておらず、また、点検に関するルールもなかつた。県としてメーカーの品質保証期限を超過した物資に対し、どのような点検を行うか、また、利用できる場合のみ継続保管し、不足分は購入するのかといった手続を明確にすることが必要である。

オ 備蓄物資の帳簿在庫と実際有高との差異について（指摘）

○対象部局

防災局 災害対策課

東大手庁舎備蓄倉庫の備蓄物資のひとつが帳簿上の在庫数と比較して2箱少なく、別の場所に保管されていた。この理由は熊本地震発生後に備蓄物資が実際に機能できる状況であるかを確認するために、別の場所に持ち出して確認したが物資を元に戻すのを失念していたとのことであった。持ち出した場所、持ち出した担当者等を明確に管理し、可能な限り速やかに備蓄場所に戻すことが必要である。

カ 賞味期限間近の飲料水の譲渡による払出と新規受入のタイムラグについて（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

賞味期限がある備蓄物資については、その有効利用を企図して、県の関係施設や市町村等は無償で譲渡している。

賞味期限間近の飲料水を平成27年8月から平成28年2月の間に順次譲渡していたが、譲渡した飲料水の新規の受入は平成28年3月以降であり、最長で飲料水の備蓄が計画数量に満たない状況が6か月以上あった。可能な限り払出と受入のタイムラグをなくすよう努力することが望まれる。

キ 設楽地区における備蓄倉庫の一元化について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

設楽地区は、「元新城保健所設楽保健分室滅菌室・倉庫」及び「新城設楽農林水産事務所別館倉庫」の2拠点で物資を備蓄しているが、両建物は400メートル程度しか離れてない。

備蓄物資の安全な保管や備蓄物資管理に関する事務の効率化の観点から、「新城設楽農林水産事務所別館倉庫」を「元新城保健所設楽保健分室滅菌室・倉庫」に統合し備蓄物資の一元管理を行うことを検討することが望まれる。

ク 地区別保管場所の見直しについて（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

県は、備蓄方針の見直しを行っており、飲料水、食料等の6品目については、追加購入することが決定している。その結果、新たな保管場所の確保が課題となってくる。増加する物資の保管に対応するためには、最新の被害予測調査結果も参考にして、各市町村における備蓄場所や協定先の備蓄場所等を勘案し、県として最適な保管場所を検討することが望まれる。

また、分散備蓄は基本となるものの、災害時の輸送手段の確保、そのための情報収集の態勢についても十分検討し、県有施設のみならず、民間施設の活用も視野に入れた検討が望まれる。

ケ 必要物資の備蓄量の表記相違について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

「愛知県地域防災計画」附属資料において、県が保管する備蓄物資を保管場所別に公表しているが、保管場所の記載ミスがあった。「災害救助用備蓄保管等要領」に記載された方法によらず作成したことが今回のミスの原因と考えられる。

「愛知県地域防災計画」附属資料の作成方法を再徹底することにより、実態が反映されたものが公表されることが望まれる。

なお、附属資料公表内容は、10月1日現在ではなく、保管場所から報告を受けたデータがそのまま利用できるよう4月1日現在とすることも1つの方法と考える。

コ 三河の山里サポートデスク事業の活用について（意見）

○対象部局

振興部 地域政策課

「愛知県地域強靱化計画」の重要業績指標として三河の山里サポートデスク登録者数を平成32年度までに100人とすることを目標としている。県は、登録者の登録情報を市町村と共有し、災害復興時には登録メンバーへの呼び掛けを行い災害支援に資するなど、より積極的に防災活動の取組を検討することが望まれる。

なお、災害復興時に集落から支援要請があった場合に備えて、登録メンバー

が要請に対応可能かどうかを予め把握しておくことも考えられる。

サ 調達斡旋可能数量の記載内容について（指摘）

○対象部局

健康福祉部 医薬安全課

「愛知県地域防災計画」附属資料には、医薬品・衛生材料の調達斡旋の品目、調達斡旋数量、調達斡旋先等が記載されている。調達斡旋先とは協定書を取り交わし、災害時の医薬品等の確保を図っているが、愛知県地域防災計画と協定の内容に相違がみられた。調達可能数量を公表する場合には、協定書と整合させる必要がある。

シ ランニング備蓄における委託数量確認のルール化について（指摘）

○対象部局

健康福祉部 医薬安全課

医薬品等及び衛生材料については、一定の仮定に基づき災害時には12,200人分程度の備蓄が必要と判断し、製剤名又は品目に区分して医薬品卸業者の拠点ごとに委託数量を定め、医薬品卸業者に委託料を支払うことによりランニング備蓄（業者の通常の在庫に必要量を上乘せして備蓄）を行っている。

県が行った備蓄状況調査の時点で、実際の備蓄数量がランニング備蓄の委託数量に足りていないケースにおいて、不足していた理由や期間、補充された時期等が調査記録に残されていなかった。ランニング備蓄では緊急の需要により一時的に委託数量を下回る場合が想定されることから、委託備蓄品をテストカウントする範囲、方法、結果の残し方等を、内規等に基づきルール化することが必要である。

ス 震災時の学用品の支給品目について（意見）

○対象部局

教育委員会 総務課

震災時に支給する学用品の対象は、県の裁量で決めることができるが、「愛知県地域防災計画」附属資料に公表している教科書、鉛筆、ノートは選定された経緯が現在は不明とのことであった。

学用品については、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）で対象品目を定めていることに鑑み、県として「災害救助事務取扱要領」に基づき支給する品目に

ついて、被災時の県民に対して、有用な物品を支給するという視点で選定を行い、また、必要に応じて見直しを行ったうえで、「愛知県地域防災計画」附属資料において公表することが望まれる。

(3) 社会機能の確保

ア 「愛知県庁BCP」のファイルの差し替えについて（指摘）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

大規模地震が発生した場合は行政自身も被災し、業務の中断などを通じて県民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる可能性があるため、県では「愛知県庁BCP」を策定し、発災時に即座に活用できるよう、各部局にて印刷し保管している。1年に1回、更新すべきページについて、防災局は各部局に差し替えを依頼していたが差し替えられていないケースが散見された。差し替えを徹底することが必要である。

イ 「愛知県庁BCP」に基づいた訓練について（意見）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

「愛知県庁BCP」は、災害時にも継続して実施すべき業務又は早期に復旧すべき業務を「非常時優先業務」として特定している。

防災局では「非常時優先業務」のテスト・訓練を指示し、報告まで求めていたが、部局によっては訓練が実施されていない部局も存在した。「愛知県庁BCP」が有効に機能し、発災時には「愛知県庁BCP」に則って、全部局が最適な行動を行えるようにするためにはテスト・訓練が不可欠であり、防災局は各部局に対して、定期的にテスト・訓練を確実に実施するよう指示することが望まれる。

なお、このようなテスト・訓練は全ての「非常時優先業務」を対象とすることが望ましいものの、人的・時間的リソースの面からは困難と推察される。そのため、「非常時優先業務」の中から特にテスト・訓練が必要な業務に限定する、複数年をかけて重要な業務を一巡するなど、業務負荷も考慮したテスト・訓練を指示することが望まれる。

ウ 「愛知県地域防災計画」 附属資料の更新について（指摘）

○対象部局

防災局 災害対策課

県では「愛知県地域防災計画」附属資料（平成 28 年修正）において必要物資の備蓄の数量、協定による応急生活物資供給の内容、各種調達幹旋先を公表しているが、平成 26 年 3 月に社名が変更となった会社の社名が更新されていない等、修正が適時に行われていなかった。少なくとも 1 年に 1 回は確認し適時に修正する必要がある。

エ 災害応急物資の調達幹旋先及び品目の見直しについて（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

産業労働部 商業流通課、産業振興課

農林水産部 食育消費流通課、園芸農産課

畜産課、水産課

県では物資の早期提供に向け、各種団体と協定締結することや調達幹旋の確保を行っている。

県民の食生活の変化や、長期保存食の技術の進歩に対応して、現在の調達先だけでなく新規に連絡先を把握すべき団体が存在しないかなど、調達幹旋先を見直すことにより、調達幹旋がより県民にとって有効なものとなり、また、同じ費用でも、より効果が高い品目の幹旋につながることを望まれる。

また、調達幹旋先からも新規の品目についての提案を受けることも有用であり、検討することが望まれる。

オ 災害応急物資の調達可能数量の見直しについて（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

「愛知県地域防災計画」附属資料において協定先、調達幹旋先からの提供を受ける品目等について、最大供給可能数量、調達幹旋可能数量等として数量が記載されているが、一部、記載がないものが認められた。

協定先等に対して、県としてどの程度の数量が必要と見込むか再度検討した上で協定先等と協議し、提供可能数量等として、県民にとって有用な情報を記載することが望まれる。

なお、数量を記載することが困難な場合もあることを考慮すると、数量に関する情報を記載せず品目名のみ記載することも考えられる。

(4) 迅速な復旧・復興

ア 被災者支援システムの導入に向けた検討について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

南海トラフ地震が想定される県では多くの市町村が被災し、罹災証明書の発行業務に多大な事務負荷が生じる可能性が高い。県は市町村をサポートする役割を担っており、結果的に県の事務負荷も高まる可能性がある。そのため、被災前から県内市町村に対しシステムの導入を呼び掛けることが望まれる。

この際、各市町村が個別にシステムを導入するのではなく、県が中心となって共通システムを整備し、市町村に参加を呼び掛けることも考えられる。これにより、県内市町村からの応援職員も容易にシステムの操作が可能となるほか、一括調達を行った場合はシステム導入の低コスト化が図られる可能性も考えられる。この考え方は、共通システムの利用範囲を応援県に拡大した場合も同じである。

また、このようなシステムの検討を行う際には、他システムとのデータ連携の必要性の有無も合わせて検討し、必要に応じてデータのやり取りに向けたシステム間のインターフェースについても検討することが考えられる。

イ 家屋被害認定士の増加に向けた取組について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

家屋に被害が生じた場合は、被災者は各種の支援を受けるために罹災証明書の発行を市町村に申請する。市町村は、申請に基づき個々の建物の被害状況を調査し、罹災証明を発行している。

南海トラフ地震などの広域災害が生じれば、県内では極めて多数の建物を調査する必要があり、市町村職員だけでは人材が不足することが強く推察される。そのため、建物構造の知見を有する建築士などの参加もできるだけ早く呼びかけ、人材の増加に努めることが望まれる。

ウ 「震災復興都市計画」模擬訓練への参加促進について（意見）

○対象部局

建設部 都市計画課

県では「愛知県震災復興都市計画の手引き」を用いて迅速に「震災復興都市計画」を進められるよう、市町村職員、県職員、愛知県都市整備協会職員を対象に模擬訓練を毎年開催している。平成28年度は、11月29日、30日と2日間の日程で開催された。

県では、模擬訓練の開催日程について、前年度のアンケートを参考に決定しているということであるが、アンケートは参加団体の意見であるため、例えば前年度参加できなかった市町村や、参加回数が少ない市町村に事前に参加できる時期や日程を確認する、年度初めにすべての対象市町村にアンケートを実施して、より多くの市町村が参加できる時期を訓練候補日とするなど、参加者の裾野を広げるための更なる取組を実施することが望まれる。

また、比較的規模の大きい市町村においては、参加回数が多い傾向にあるものの、人事異動により定期的に担当者が変更となること、「震災復興都市計画」はグループ又はチームで進めることを踏まえると、今後も模擬訓練への参加を啓蒙していくとともに、可能であれば1市町村で複数人の参加を促していくことも望まれる。

エ 「震災復興都市計画」模擬訓練の内容の充実について（意見）

○対象部局

建設部 都市計画課

「愛知県震災復興都市計画の手引き」において、行政が実施する「震災復興都市計画」の流れが定められている。

現在の模擬訓練では、第一次・第二次建築制限区域の設定までを主な内容としているが、都市復興基本計画の策定と公表までの一連の流れを対象とし、基本計画自体の全体像を参加者に理解してもらうことが望まれる。

また、過去の震災における緊急事態での状況把握の事例や問題点として検出された事項を基に質疑応答事例集やケーススタディを作成するなど、住民への説明の留意事項を体系化し、市町村担当者と共有することが望まれる。

オ 非常時優先業務・業務手順票の適切な記載について（意見）

○対象部局

教育委員会 財務施設課

教育委員会財務施設課の「県立学校施設の応急復旧に関すること」の非常時優先業務・業務手順票の業務手順は1つのみ記載されており、業務手順の文言から、目標時間において何が実施されているべきか判断が付かなかった。

想定されるアクションを財務施設課に確認したところ、実際には、県立学校より1時間以内に報告を受け始め、状況を教育委員会総務課に随時報告するとともに、6時間以内に取りまとめることを予定しているとのことであった。

業務手順は1つではなく、想定する業務手順を確認し、時系列に区分して記載することが望まれる。

また、関連する課室、部局間の非常時優先業務・業務手順票を比べて、業務手順や目標時間等に齟齬がないか確認しておくことも有効である。

(5) 防災力の向上

ア 広域避難に向けた環境の更なる整備について（意見）

○対象部局

防災局 災害対策課

広域避難体制の整備には、避難者の移動手段の確保、避難者数の適切な想定、避難先の選定・確保等、様々な課題がある。被災自治体と避難先自治体の費用負担など、県単独で検討できない事項もある。そのため、広域避難に係る具体的な手順は容易に確立できるものではない。

しかしながら、広域避難は避難者の生活水準の向上に向けて有用と考えられる上、国においても広域避難体制の整備を推進していることから、県が積極的に取り組むべき課題の一つといえる。このような中、県は広域避難に向けて様々な検討を重ねていたが、広域避難体制の確立までには至っていなかった。

県が平成28年度に実施した「東海三県一市による広域避難訓練」のような取組は、課題の洗い出しや体制の整備に向けて有用な取組であり、評価すべき取組である。今後もこのような取組を継続しながら、広域避難体制を徐々に整備することが望まれる。

イ 県内NPO等との連携について（意見）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

災害時には防災分野のNPOだけでなく、様々なNPO、職能団体などがそれぞれの専門的知見を活かし、連携しながら活動することが期待される。また、円滑な災害対応に向けてはNPO等同士の交流だけでなく、NPO等と行政においても「顔の見える関係」が重要である。このためには、県が中心となって平時の段階からNPOや職能団体等の交流会を設置するなど、各団体が「顔の見える関係」を構築するための環境を整備することが望まれる。

防災局は介護、子どものケア、外国人支援といった防災系以外のNPO等の関係構築を各部局に働きかけ、各部局は自らの業務範囲で関連するNPO等との関係性を平時から構築することが有効と考える。その上で、例えば交流会等を通じて、1) 県の各部局と様々なNPO等、2) 県内の様々な分野のNPO等間、といったネットワークを構築することが考えられる。

ウ 県民意識の更なる把握について（意見）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

県では、県民の防災意識や家庭での防災対策の実態とその変化を把握し、今後の地震防災対策の基礎資料とすることを目的として、2年に1度「防災（地震）に関する意識調査」を実施している。

しかしながら、回答者は無作為で抽出していることから同一人物の経年変化を把握できないことや、調査結果後の意識の変化をよりタイムリーに把握することが課題である。

県民の自助・共助に向けた意識を詳細に把握することは、各種の施策の検討など地震防災対策の基礎資料として有用である。現在、2年に一度の調査は行われているものの、より詳細な意識調査の必要性について検討することが望まれる。

なお、例えばインターネット経由でアンケートを実施できる環境を構築することも、一つの案として考えられる。

エ 防災人材のフォローアップの強化について（意見）

○対象部局

防災局 防災危機管理課

県では防災人材の育成に向け、「防災・減災カレッジ（防災人材育成研修）」や「防災人材交流セミナー」、高校生を対象とした「高校生防災セミナー」を開催するなど、様々な活動を行ってきた。

しかし、防災人材に対するフォローアップについては、「あいち防災リーダー会」や「防災人材交流セミナー」等の出席者は限られているなど、防災人材同士の交流やフォローアップ体制の支援には改善の余地が見られた。

市町村や県においても既に様々なフォローアップが行われているが、今後もフォローアップ体制の強化策について検討することが望まれる。

例えば、防災・減災カレッジの修了者に対して防災セミナー講師やボランティアの募集情報などが記載されたメールマガジンを発行するなど、定期的に防災情報と接する環境を構築することも一つの手段として考えられる。

オ 愛知県消防学校における早期の設備改修について（意見）

○対象部局

防災局 消防保安課

愛知県消防学校において現在使用している主要な施設は昭和 50 年代に整備され、築 40 年程度を経過したことから建物・設備の老朽化が進んでおり、訓練施設は、現在の消防学校に求められる設備水準と比較するとかい離していた。

県は消防学校に必要な訓練施設や寮の設備について検討した上で、訓練施設の必要度や老朽度合いに応じて順次、設備の導入・更新を実施することが望まれる。

なお、これらの課題に対応するため、県は平成 28 年度に愛知県消防学校施設機能検討調査会議において今後の対応を検討し、今年度より具体的整備計画の策定に着手している。この取組を推進し、早期の設備更新が望まれる。

(6) その他

ア 文書施行時の公印使用承認印の押印、施行日の記入について（指摘）

○対象部局

防災局 災害対策課、消防保安課

業務委託に係る決裁書類について、文書施行時の公印使用承認印が押印されていない書類や、施行日が記入されていない書類があった。公印使用承認印の押印及び施行日の記入は漏れなく行う必要がある。

イ 委任状及び旅費振込申出書（嘱託員等用）の日付の記入について（指摘）

○対象部局

防災局 消防保安課

委任状及び旅費振込申出書（嘱託員等用）の日付が記入されていない書類があった。委任日を明確にするためにも日付を記入する必要がある。